

平成29年6月1日

利用団体 各位

東永谷地区センター

「利用団体登録票」更新及びご利用にあたってのお願い

日頃より当館の運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、東永谷地区センターでは、ご利用団体様に3年に1回、「利用団体登録票」の一斉更新（3年に満たない場合も更新が必要）をお願いしています。

つきましては、ご利用時に「利用団体登録票」をお渡ししますので、次の「登録上の注意点」をご確認のうえ、ご登録をお願いします。また、ご利用にあたっては「利用上の注意点」をお守りいただき、皆さまが施設を快適に使用できるようにご協力をお願いします。

■登録上の注意点

- 1 個人塾のような営利事業と判断した場合は登録をお断りしています。
- 2 講師の先生などが自ら代表者となることはできません。
(団体活動のなかで指導者や講師を招くことはできます。)
- 3 会員募集のための事前登録ではありません。
- 4 同一メンバーが所属する団体が、団体名を変えて複数の団体登録をすることはできません。
(同じメンバーがそれぞれの団体に5割を超えて在籍している場合は、同一団体とみなします。また、架空メンバーの有無を確認させていただく場合があります。)

■利用上の注意点

- 1 次のような場合には施設の利用ができません。
(1) 営利を目的とした利用（企業の社員研修・会議はご利用できません。親睦会での利用は可能です。）
(2) 地区センターの設置趣旨（地域の自主活動、相互交流）に反する利用
(3) 施設の管理上支障がある場合
(4) 大きな音、声、振動等が、他の利用者の妨げになる場合や、その他の迷惑行為や危険行為をした場合
- 2 メンバーが重複する団体（5割以下）が、同一抽選枠（同一日時・部屋・コート）に複数参加することはできません
- 3 抽選で利用が確定した後にキャンセルする場合は、理由書の提出をお願いすることがあります。
- 4 活動で使用する私物は、原則として使用後にお持ち帰りいただきます。

なお、上記の点に反することが判明した場合には、団体登録または利用承認を取り消させていただく場合があります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

これまで、月5回の利用制限がありましたが、6月以降の利用については、抽選日の翌日以降の回数制限を無くしましたのでご活用ください。（抽選の予約は、これまでどおり月5回まで）。